

令和5年度宿毛市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宿毛市補助金交付規則（昭和48年宿毛市規則第9号。以下「規則」という。）第19条の規定により、宿毛市中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 宿毛市は、高齢者の方々が、たとえ介護が必要な状態となっても、必要な介護サービスが十分受けられ安心して暮らし続けることができるよう、宿毛市の中山間地域の高齢者に対し、次条に規定する介護サービスを提供する介護サービス事業者（以下「補助事業者」という。）及び職員の確保を行う補助事業者に、予算の範囲で補助金を交付する。

(補助対象、基準額、補助率等)

第3条 補助対象となる介護サービスは、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する訪問介護、法第115条の45第1項第1号のイに規定する第1号訪問事業のうち地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するもの（以下「訪問介護」という。）及び法第8条第24項に規定する居宅介護支援とする。

2 補助対象の区分、基準額、補助率等については、別表第1及び別表第1の2に定めるとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添え、市長に提出しなければならない。

(補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助の内容等を変更する場合は、事前に補助事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。ただし、補助金額の20パーセント以内の減額及び軽微な変更（補助対象事業相互間で20パーセントを超えない変更をいう。）は、この限りでない。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、事前に補助事業変更（中止・廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業の遂行が困難となった場合又は第10条各号に規定する事由に該当する事実が明らかになったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助金及び補助事業に係る証拠書類の管理については、収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出に関する証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助事業の完了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを補助事業者としないこと、契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る宿毛市の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業の実施に当たっては、宿毛市税及び高知県税を滞納している者を補助事業者としないこと。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めて指示した事項
(補助金の交付の決定の通知)

第6条 市長は、第4条の規定による補助金の交付申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書（第3号様式）により、当該補助事業者へ通知するものとする。この場合において、適正な補助金の交付を行うために必要があると市長が認めるときは、補助金の申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(実績報告)

第7条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、実績報告書（第4号様式）を補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和5年3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 補助金は、規則第15条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、市長が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、概算払をすることができる。

2 補助事業者は、概算払を請求しようとするときは、概算払請求書（第5号様式）を市長に提出しなければならない。

(遂行状況の報告)

第9条 補助事業者は、事業実施状況報告書（第6号様式）により、毎月10日までに前月のサービスに係る事業の実績を報告しなければならない。また、市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

(補助金の返還等)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の一部若しくは全部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当と認められるとき。
- (2) 補助事業者がこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 別表第1の2に規定される新たに雇用された常勤の職員が、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められたとき。
- (4) 別表第1の2に規定される新たに雇用された常勤の職員が、雇用開始の日から起算して1年以内に、異動又は辞職等により法第8条第2項又は同条第24項に規定する業務に専ら従事しなくなったとき。ただし、災害、病気等のやむを得ない事情があると宿毛市長が認める場合は、この限りではない。
- (3) 前各号に掲げる場合のほか、市長の指示に従わなかったとき。

(情報の開示)

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、宿毛市情報公開条例（平成13年宿毛市条例第26号）の規定による公開請求があった場合には、同条例第6条の規定による非公開情報以外の情報は、原則として公開するものとする。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(この告示の失効)

- 2 この告示は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第5条第4号及び第9条から第11条までの規定は同日以降もなおその効力を有する。

別表第1（第3条関係）

補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
訪問介護、居宅介護支援	宿毛市に所在する事業所が、事業所の所在地から利用者宅まで訪問に1時間以上の時間を要する利用者に対して、補助対象サービスを提供した場合	補助の要件に該当するサービス提供に係る所定単位数の35パーセントに相当する単位数に10円を乗じて得た額	10分の10	基準額に補助率を乗じた額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (注) 1 事業所には、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）に定める「本体の事業所とは別にサービス提供等を行う出張所等」を含むものとする。
- 2 利用者とは、法において要介護又は要支援と認定された者のうち、特別地域加算対象地域（平成24年3月厚生労働省告示第120号により定められた厚生労働大臣が定める地域のうち、宿毛市内にある地域をいう。）に居住する者とする。（特別地域加算対象地域ではないが、介護サービスの確保が困難な地域（最寄りの事業所まで60分以上かかる地域）に居住し市長が補助することが適当であると認めた者を含む。）
- 3 訪問に要する時間とは、通常の経路及び交通手段により片道で当該時間を要すると市長が認めた時間とする。
- 4 所定単位数とは、法に基づく介護給付費単位数サービスコード表の合成単位数又は実際に支払いを受けた単位数のうち、少ない単位数とする。（第1号訪問事業のうち平成26年改正前法に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスは、市町村の定める単位数とする。）
- 5 基準額の計算は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年2月10日厚生省告示第19号）に定められた方法に準じ行うものとする。
- 6 補助対象となるサービス提供は、当年度の4月から3月分までのサービス提供分とする。

別表第1の2（第3条関係）

区分	補助対象サービスの種類	補助の要件	基準額	補助率	交付額
1	訪問介護、居宅介護支援	事業所が、補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、一時金を支給した場合	新たに雇用した職員1人につき、20万円を上限として事業所が支給した額	10分の10	区分1から2までの基準額の合計額にそれぞれの区分に応じた補助率を乗じて得た額とする。ただし、事業所ごとの当該交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
2		区分1に該当する事業所が補助対象となる介護サービスに専ら従事させるため、新たに雇用した常勤の職員に対し、就労に伴い発生した転居に係る費用を支給した場合	新たに雇用した職員一人につき、10万円を上限として、事業所が支給した額		

- (注) 1 事業所とは、法第8条第2項の規定に基づく訪問介護を行う事業所及び法8条24項の規定に基づく居宅介護支援を行う事業所のうち、次のいずれかの地域に所在する事業所をいう。
- ・過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第2条第1項に規定する過疎地域
 - ・山村振興法（昭和40年法律第64号）第7条第1項の規定により指定された振興山村
 - ・特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第2条第1項に規定する特定農山村地域
 - ・半島振興法（昭和60年法律第63号）第2条第1項の規定により指定された半島振興対策実施地域
 - ・離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域
- 2 職員とは、法第7条第5項に規定する介護支援専門員及び法第8条第2項に規定する訪問介護を行う者をいう。また、「専ら従事」及び「常勤」とは、「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年老企第25号）の規定による。ただし、過去に本補助金に基づく一時金及び転居に係る費用（以下「一時金等」という）の支給を受けている者は除く。
- 3 一の事業所（以下「前の事業所」という）に勤務していた者が宿毛市内の別の事業所（以下「別の事業所」という）に新たに雇用された場合は、その者が前の事業所を退職した日の翌日から起算して3月を越えてから、新たに別の事業所に雇用された場合に限り、補助対象とする。また、過去に勤務していた事業所に再度雇用された場合、又は過去に勤務していた事業所と同じ法人が運営する他の事業所に雇用された場合も同様とする。
- 4 区分1、2とも、雇用を開始した日から3月以内に支給した場合のみ対象とする。
- 5 区分1において、一時金とは、職員が新規に就労した事実に対して支給する金銭をいい、給料及び通勤手当、家族手当、住居手当等の諸手当並びに賞与、その他労務提供の対価や、資格や地位又は職責に対して、又は福利厚生として支給する金銭は含まない。
- 6 区分2において、次のいずれかに該当する場合は対象としない。
- ・旧住所地から新住居地までの陸路による路程が8km未満である場合
 - ・旧勤務地と新勤務地までの陸路による路程が8km未満である場合
 - ・転居により、新住居地から新勤務地までの陸路による路程が短縮されない場合
 - ・宿毛市内での転居である場合
- 7 区分2において、転居に係る費用とは、次に掲げるものとする。
- ・就労に伴う移転のための家財の運搬等に係る経費（引越業者に依頼した場合の料金、レンタカーを利用した場合の料金、自家用車をフェリーで運搬した場合の航送料金を含む）
 - ・就労に伴う移転を行った場合の旧住居から新住居までの移動に係る旅費（運賃等）。ただし、家族の旅費は除く。
 - ・就労に伴い新たに居宅又は居室を賃借した場合の敷金及び礼金。

別表第2（第5条関係）

- 1 暴力団（宿毛市暴力団排除条例（平成23年宿毛市条例第3号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この項において同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第11条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。